

○小山市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱

平成16年12月28日

規程第46号

改正 平成17年9月30日規程第52号

平成19年3月22日規程第2号

平成19年8月17日規程第35号

令和3年3月31日規程第23号

令和3年6月7日規程第29号

令和5年3月31日規程第20号

(設置)

第1条 本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者の候補者の選定等を公平かつ適正に実施するため、小山市公の施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の候補者の選定審査に関すること。
- (2) その他指定管理者に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、副市長及び次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命するものをもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 前条の規定により委嘱又は任命された委員の任期は、委嘱又は任命された日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、委嘱又は任命されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、次条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。
- 3 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員会の会議は、公開しない。
- 5 何人も、委員会の会議内容を他に漏らしてはならない。

(委員の除斥)

第7条 委員は、指定管理者の指定を受けようとする団体又は指定管理者と利害関係を有する場合は、議事に加わることができない。

(報告)

第8条 委員会は、その会議、活動等の経過、結果等を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、指定管理者の候補者の選定に係る公の施設を所管する課等及び総務部行政総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日規程第52号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日規程第2号）抄

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月17日規程第35号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第23号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月7日規程第29号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規程第20号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。